

文部科学省の使命： 教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「人材・教育・文化大国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

（生涯にわたって学ぶ機会が提供され、学んだ成果が適切に評価される社会を実現する）

- 施策目標1-1 生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標1-2 地域の教育力の向上
- 施策目標1-3 家庭の教育力の向上
- 施策目標1-4 自立し挑戦する若者の育成
- 施策目標1-5 ITに関連する教育・学習の振興とITを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

（子どもたちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める）

- 施策目標2-1 確かな学力の育成
- 施策目標2-2 豊かな心の育成
- 施策目標2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応
- 施策目標2-4 青少年の健全育成
- 施策目標2-5 健やかな体の育成
- 施策目標2-6 地域住民に開かれた信頼される学校づくり
- 施策目標2-7 魅力ある優れた教員の養成・確保
- 施策目標2-8 安全・安心で豊かな学校施設・設備の整備推進

政策目標3 個性が輝く高等教育の推進と私学の振興

（「知的基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代の牽引役として社会の負担に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方の関係構築する）

- 施策目標3-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- 施策目標3-2 大学などにおける教育研究基盤の整備
- 施策目標3-3 意欲ある学生への支援体制の整備
- 施策目標3-4 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標4 科学技術の戦略的重点化

（国家的・社会的課題に対応する研究開発の重点化した推進と新興・融合領域への先見性、機動性をもった対応を実現するとともに未来を切り拓く質の高い基礎研究の推進を図る）

- 施策目標4-1 基礎研究の推進
- 施策目標4-2 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標4-3 情報通信分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標4-4 環境分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標4-5 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標4-6 原子力分野の研究・開発・利用の推進
- 施策目標4-7 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進
- 施策目標4-8 海洋分野の研究開発の推進
- 施策目標4-9 成果の社会への実装に向けた研究開発の推進
- 施策目標4-10 新興・融合領域の研究開発の推進

政策目標5 優れた成果を創出する研究開発環境を構築するシステム改革

（世界水準の優れた研究開発成果を生み出す仕組みを構築するとともに、そのための基盤の整備・充実を図る）

- 施策目標5-1 優れた科学技術関係人材の養成・確保
- 施策目標5-2 創造的な研究開発システムの構築
- 施策目標5-3 科学技術振興のための基盤の整備
- 施策目標5-4 科学技術関係の国際活動の戦略的推進

政策目標6 科学技術と社会の新しい関係の構築

（科学技術の成果の社会への還元を推進するとともに、科学技術に対する国民の理解の増進及び信頼の獲得を図る）

- 施策目標6-1 大学等における研究成果の社会還元の推進
- 施策目標6-2 地域における科学技術の振興
- 施策目標6-3 科学技術に関する国民意識の醸成
- 施策目標6-4 原子力の安全の確保

政策目標7 スポーツの振興

（生涯スポーツ社会の実現に向けて地域におけるスポーツ環境を確保するとともに、わが国の国際競技力を向上させ、子どもから大人まで心身ともに健全な社会を実現する）

- 施策目標7-1 生涯スポーツ社会の実現
- 施策目標7-2 我が国の国際競技力の向上
- 施策目標7-3 学校体育の充実

政策目標8 文化による心豊かな社会の実現

（優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する）

- 施策目標8-1 芸術文化活動の振興
- 施策目標8-2 文化財の次世代への継承・発展
- 施策目標8-3 文化振興のための基盤整備
- 施策目標8-4 国際文化交流の推進による芸術文化水準の向上、文化を通じた国際貢献、諸外国との相互理解の増進

政策目標9 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

（人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う）

- 施策目標9-1 日本人の心に見える国際協力の推進
- 施策目標9-2 諸外国との人材交流の推進
- 施策目標9-3 大学等による国際協力活動及び国際協力に携わる人材の育成・確保

平成18年度 文部科学省の使命と政策目標(暫定版)

| 文部科学省の使命:教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「人材・教育・文化大国」と「科学技術創造立国」を実現する。 | | | | |
|--|-------------------|---|---|--|
| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
| 1 生涯学習社会の実現 生涯にわたって学ぶ機会が提供され、学んだ成果が適切に評価される社会を実現する。 | 1-1 生涯を通じた学習機会の拡大 | 高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する高等教育機関等において、学習者の多様なニーズに対応し、生涯を通じた幅広い学習機会を提供する。(17年度・19年度) | 1-1-1 放送大学において、授業内容の質的充実を図るための評価システムを構築する。(17年度・19年度) 1-1-2 社会人のニーズに応じた各大学の自主的な取組の促進を通じて、大学において社会人が学ぶ機会を増加させる。(18年度・18年度) 1-1-3 専修学校において受け入れられる社会人数の数を増加させる。(17年度・19年度) 1-1-4 エル・ネットを活用した地域の特色あるコンテンツの全国発信等を通じ、学習機会の提供を図る。(17年度・18年度) 1-1-5 地域における生涯学習の機会を拡充するため、大学等における公開講座の開設数及び受講者数を増加させる。(17年度・19年度) | (生)政策課/(生)生涯学習推進課、参事官付、(高)大学振興課、専門教育課 |
| | 1-2 地域の教育力の向上 | 多様な学習活動の機会や情報提供、様々な機関・団体が連携することにより、地域における学習活動を活性化させ、地域における様々な現代的課題等に対応するとともに、総合的に地域の教育力の向上を図る。(17年度・19年度) | 1-2-1 社会教育施設が中心となった社会教育の活性化のための先駆的な事業の実施や評価を一体的に行い、全国的に広く普及することを通じ、自治体における住民ニーズの把握や事業評価等を通じた課題解決的な取組みの充実や人権に関する学習機会の充実に向けた取組みを推進する。(17年度・20年度) 1-2-2 様々な機関・団体等との組織的連携を通して、地域学習活動や学習成果を生かしたまちづくりや、男女共同参画の促進に関する取組を拡充・振興する。(17年度・19年度) 1-2-3 放課後・週末などにおける子ども等の体験活動の受け入れの場を全国的に拡充することにより、地域コミュニティーの充実を図る。(17年度・18年度) 1-2-4 地域におけるボランティア活動の全国的な展開を推進する。(17年度・19年度) 1-2-5 幼稚園と保育所の連携を一層促進し、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設(仮称)の設置を可能とするとともに、幼児期から「生きる力」の育成を図る。(17年度・22年度) 1-2-6 国民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる場を広げる取組を推進する。(17年度・22年度) 1-2-7 子どもたちが地域の特色ある様々な文化に触れ、体験するプログラムを作成し、実施する。(17年度・19年度) 1-2-8 異なる年齢や異学年の子ども同士の交流を促進することにより、子どもたちの社会性の涵養を図る。(18年度・23年度) | (生)政策課/(生)生涯学習推進課、社会教育課、男女共同参画学習課、(初)幼児教育課、(ス)生涯スポーツ課、(文)芸術文化課 |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|------|-------------------------------------|--|--|--|
| | 1-3 家庭の教育力の向上 | 子育て中の親が悩みや不安にうまく対処しながらしっかり家庭教育に取り組むことができるようにする。(16年度・21年度) | <p>1-3-1 全国の親を対象として、子育てに関する情報提供や普及啓発を行うことにより、親の悩みや不安を解消し、家庭教育に取り組むことができるようにする。(17年度・21年度)</p> <p>1-3-2 子育て中の親の相談相手となる人材を養成することにより、親が気軽に子育てについて相談できる体制を整備する。(17年度・21年度)</p> <p>1-3-3 子育てのための学習環境を全国で整備することにより、全ての子育て中の親が、身近な場所で子育てについて学ぶことができるようにする。(17年度・21年度)</p> <p>1-3-4 幼稚園と保育所の連携を一層促進し、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設(仮称)の設置を可能とするとともに、幼児期から「生きる力」の育成を図る。(17年度・22年度)</p> | (生)男女共同参画学習課、(初)幼児教育課 |
| | 1-4 自立し挑戦する若者の育成 | 在学生からフリーターまでの若年者層の勤労観・職業観を育成し、真に自立し、社会に貢献する人材を育成する。(17年度・19年度) | <p>1-4-1 職場体験やインターンシップ(就業体験)の取組等を通じ、児童生徒が望ましい勤労観、職業観を身に付け、個々の能力・適性に応じて主体的に進路を選択することができるようにするなど、キャリア教育の推進を図る。(17年度・19年度)</p> <p>1-4-2 専門高校等において地域社会との連携の強化等により、将来の専門的職業人の育成を促進し、専門高校等の活性化を図る。(17年度・18年度)</p> <p>1-4-3 大学等において、社会経済の複雑化・高度化に対応し、社会を牽引できるような高度な専門能力等を持つ人材の養成を通じ、若年者の能力向上、就業選択肢の拡大を図る。(毎年度・毎年度)</p> <p>1-4-4 青少年の自主性や社会性等を育む、青少年の自立のための支援の体制の整備を推進する。(16年度・20年度)</p> <p>1-4-5 専修学校等における「学び直し」の機会の提供や公民館を活用した社会参加への支援等を推進し、若者の意識改革を図り意欲を高める。(18年度・20年度)</p> <p>1-4-6 eラーニングを活用した職業意識の醸成等を図る学習機会の提供を図る。(17年度・18年度)</p> | (生)政策課/(生)推進課、(初)児童生徒課、(初)参事官、(高)高等教育企画課 |
| | 1-5 ITに関連する教育・学習の振興とITを活用した教育・学習の振興 | 高度情報社会を担う人材を育成するための教育・学習を推進するとともに、ITを効果的に活用した教育・学習の機会を充実する。(17年度・19年度) | <p>1-5-1 概ね全ての教員がコンピュータを使った指導を実施できるようにする。(17年度・20年度)</p> <p>1-5-2 多様な教育・学習機会の充実に資するため、教育における地上デジタルテレビ放送の活用方策等について普及・促進を図る。(17年度・19年度)</p> <p>1-5-3 eラーニングを活用した職業意識の醸成等を図る学習機会の提供を図る。(17年度・18年度)</p> <p>1-5-4 イー・ネットを活用した地域の特色あるコンテンツの全国発信を通じ、学習機会の提供を図る。(17年度・18年度)</p> | (生)参事官/(初)参事官 |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|---|-----------------------|--|---|--|
| <p>2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>子どもたちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。</p> </div> | <p>2 - 1 確かな学力の育成</p> | <p>基礎・基本を徹底し、自ら学び自ら考える力などまで含めた「確かな学力」を身に付けさせる。(18年度・22年度)</p> | <p>2 - 1 - 1 学習指導要領の目標・内容に照らした児童生徒の学習状況の改善を図り、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等まで含めた「確かな学力」を育成する。(18年度・22年度)</p> <p>2 - 1 - 2 少人数指導・習熟度別学習の実施などの少人数教育を推進し、個に応じた指導の充実を図る。(18年度・22年度)</p> <p>2 - 1 - 3 教員一人あたりの児童生徒数をOECD諸国の平均並みの水準に近づけることを目標として教職員定数の改善を進める。(18年度・22年度)</p> <p>2 - 1 - 4 国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する。(18年度・22年度)</p> <p>2 - 1 - 5 外国人の児童生徒に対する教育支援体制を整備することにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導の充実を図る。(18年度・20年度)</p> <p>2 - 1 - 6 児童生徒の主体的な学習活動や豊かな感性などが育まれるよう学校図書館の機能の充実・強化を図る。(18年度・21年度)</p> <p>2 - 1 - 7 幼稚園と保育所の連携を一層促進し、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設(仮称)の設置を可能とするとともに、幼児期から「生きる力」の育成を図る。(17年度・22年度)</p> <p>2 - 1 - 8 障害のある児童生徒について、関係機関と連携しながら、きめ細やかな指導等を行う特別支援教育を推進する。(15年度・19年度)</p> | <p>(初)教育課程課/(初)初等中等企画課、財務課、児童生徒課、幼児教育課、特別支援教育課、国際教育課、教科書課、(生)参事官</p> |
| | <p>2 - 2 豊かな心の育成</p> | <p>他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むための教育を実現する。(18年度・22年度)</p> | <p>2 - 2 - 1 体験活動をいかした道徳教育や地域人材の積極的活用など特色ある充実した道徳教育を実施する。(18年度・22年度)</p> <p>2 - 2 - 2 小学校における一週間以上の宿泊自然体験活動等をはじめとした学校における体験活動や、人権感覚を身につける教育を推進する。(18年度・22年度)</p> <p>2 - 2 - 3 子どもの情動等に関する科学的な研究成果の教育への応用に関する調査研究を行い、その調査研究の成果の普及を図る。(18年度・21年度)</p> <p>2 - 2 - 4(再掲) 職場体験やインターンシップ(就業体験)の取組等を通じ、児童生徒が望ましい勤労観、職業観を身に付け、個々の能力・適性に応じて主体的に進路を選択することができるようにするなど、キャリア教育の推進を図る。(17年度・19年度)</p> <p>2 - 2 - 5(再掲) 専門高校等において地域社会との連携の強化等により、将来の専門的職業人の育成を促進し、専門高校等の活性化を図る。(17年度・19年度)</p> <p>2 - 2 - 6 外国人の児童生徒に対する教育支援体制を整備することにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導の充実を図る。(18年度・20年度)</p> | <p>(初)教育課程課・児童生徒課/(初)幼児教育課、特別教育支援課、参事官付、国際教育課</p> |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|------|-----------------------|---|---|--------------------------------|
| | | | 2-2-7 地域における関係機関と連携しながら、各学校における支援体制の整備を図ることにより、LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障害のある子ども一人一人のニーズに応じ、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。(15年度・19年度) | |
| | 2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応 | 学校・家庭・地域社会が一体となって、学校における暴力行為・いじめ等の問題行動及び不登校を解決する。(18年度・22年度) | 2-3-1 児童生徒が専門的な教育相談を受けることができる体制を整備する。(18年度・22年度) 2-3-2 学校・家庭・関係機関が連携した地域における不登校児童生徒に対するサポートシステムを整備する。(18年度・21年度) 2-3-3 不登校児童生徒の実態に応じた効果的な学習カリキュラム・活動プログラム等を開発し、普及させることにより、不登校の様々な要因・背景への適切な対策を講じることができるようにする。(18年度・21年度) 2-3-4 学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームの組織化などを通じ問題行動を起こす児童生徒に対する地域における支援ができるようにする。(18年度・21年度) 2-3-5 児童虐待の予防及び早期発見のための方策等について、調査研究し、その成果の普及を図る。(18年度・22年度) 2-3-6(再掲) 子どもの情動等に関する科学的な研究の成果の教育への応用に関する調査研究を行い、その調査研究の成果の普及を図る。(18年度・21年度) | (初)児童生徒課 |
| | 2-4 青少年の健全育成 | 青少年の心と体の健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、青少年の自立への支援、青少年を取り巻く有害環境対策の推進、自然体験活動の充実、子どもの読書活動の推進、青少年の国際交流の促進等により、青少年の健全な育成を推進する。(14年度・20年度) | 2-4-1 青少年の自主性や社会性等を育む、青少年の自立のための支援の体制の整備を推進する。(16年度・20年度) 2-4-2 青少年を取り巻く有害環境対策を推進するため、青少年の情報活用能力の育成、問題性や注意事項等についての啓発、地域で有害環境から青少年を守る取組を推進する。(16年度・20年度) 2-4-3 自然体験機会を得た青少年の割合を、維持し又は増加させるための取組を推進する。(14年度・18年度) 2-4-4 子どもの読書活動に関する社会的機運の醸成を図るとともに、地域における子どもの読書活動推進体制の整備を推進する。(14年度・18年度) 2-4-5 青少年の国際交流を通じ、我が国及び各国における青少年及び青少年育成指導者相互間の理解の向上を図るための取組を推進する。(16年度・20年度) | (ス)青少年課/(ス)参事官(青少年健全育成担当) |
| | 2-5 健やかな体の育成 | 児童生徒の健やかな体をはぐむため学校体育の充実や子どもの体力の向上を図るとともに、児童生徒が健康で安全な学校生活を送れるような条件整備及び生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成を行う。(15年度・22年度) | 2-5-1 学校における体育の授業の質の向上を図るため、学校体育担当教員に対する指導力向上のための研修を推進する。(17年度・22年度) 2-5-2 学校体育を充実させる基盤として、学校プールや武道場など学校体育施設の整備を推進する。(17年度・22年度) 2-5-3 子どもの体力の向上を図るための取組を推進する。(15年度・22年度) | (ス)企画・体育課/参事官(体力づくり担当)/学校健康教育課 |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|------|---------------------------|---|---|-------------------------------------|
| | | | <p>2-5-4 学校保健を充実し、児童生徒の健康増進を図る観点から、薬物乱用防止教育等のための取組を推進する。(15年度・19年度)</p> <p>2-5-5 学校独自の危機管理マニュアルの作成などすべての学校における安全管理に係る取組を推進する。(16年度・20年度)</p> <p>2-5-6 児童生徒に食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるため、小・中学校における食に関する指導の取組を推進する。(17年度・21年度)</p> | |
| | 2-6 地域住民に開かれた信頼される学校づくり | 地域や子どもたちの実情に応じた教育を可能とする特色ある学校づくりや自主的・自律的な学校運営を実現するとともに、保護者や地域住民が学校運営の状況について把握し、積極的に参画できるようにする。(14年度・22年度) | <p>2-6-1 義務教育の質の保証のための学校評価システムを構築する。(18年度・22年度)</p> <p>2-6-2 保護者や地域住民等が学校評価へ参画する取組を充実させる。(18年度・20年度)</p> <p>2-6-3 保護者や地域住民等に対する学校評価の結果の公表を積極的に進める。(14年度・20年度)</p> <p>2-6-4 保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って公立学校運営に参画できる仕組みである「学校運営協議会制度」が多くの地域で活用されるための方策について検討し、その着実な推進を図る。(17年度・21年度)</p> <p>2-6-5 生徒が自己の興味・関心等に応じた学校を選択することが可能となるよう、中高一貫教育校が通学範囲の身近なところに数多く設置されるなど、特色ある学校づくりを促進する。(15年度・19年度)</p> | (初)初等中等教育企画課 |
| | 2-7 魅力ある優れた教員の養成・確保 | 児童生徒や保護者からの尊敬と信頼を得られるような優れた資質能力を有する教員を養成・確保するとともに、能力と実績に応じた評価と処遇を行うことを通じて教員のやる気と能力を引き出す。(17年度・22年度) | <p>2-7-1 教員の資質能力の向上を図るため、教員の養成・研修の各段階を通じた各都道府県・指定都市教育委員会と大学との連携を推進する。(17年度・19年度)</p> <p>2-7-2 盲・聾・養護学校の現職教員について、障害のある児童生徒の障害の重度・重複化等を踏まえた適切な対応を行うことができるよう、盲・聾・養護学校の現職教員の専門性の向上を図るとともに、盲・聾・養護学校の教員の盲・聾・養護学校教諭免許状保有率を高める。(18年度・22年度)</p> <p>2-7-3 国において、研修を効果的に実施するための教員研修評価・改善システムを開発・提供することにより、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会において、教員研修評価・改善システムを活用した研修が実施されることを促進する。(18年度・20年度)</p> <p>2-7-4 評価システムの改善・運用を積極的に進めることにより教員の能力と実績に応じた評価と処遇が行われるようにする。(18年度・公務員制度改革の動向を見ながら検討)</p> | (初)教職員課 / (初)初等中等教育企画課 / (初)特別支援教育課 |
| | 2-8 安全・安心で豊かな学校施設・設備の整備推進 | 児童生徒が安心して学習でき、教育内容・方法の多様化や社会のニーズに対応した学校施設・設備の整備を推進する。(13年度・18年度) | <p>2-8-1 公立小中学校施設等の耐震補強や改築事業について国庫補助を行うこと等により、地方公共団体の計画的な取組を支援し、公立小中学校施設等の耐震化を重点的に推進する。(15年度・20年度)</p> <p>2-8-2 5年間で環境を考慮した学校施設(エコスクール)を200校以上整備する。(14年度・18年度)</p> | (施)施設企画課 / 施設助成課、(初)幼児教育課 |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|---|---------------------------------|--|--|--|
| <p>3 個性が輝く高等教育の推進と私学の振興</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「知的基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代の牽引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係を構築する。</p> </div> | <p>3-1 大学などにおける教育研究の質の向上</p> | <p>各高等教育機関の個性・特色の明確化に向けた改革の取組みなどを積極的に支援することや、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保すること等により、大学などにおける教育研究の質の向上を図る。(毎年度・毎年度)</p> | <p>3-1-1 各大学の個性・特色を踏まえた人材の育成機能を強化するため、大学における教育内容・方法等の改善・充実にを図る。(毎年度・毎年度)</p> <p>3-1-2 法科大学院をはじめ、各種の専門職大学院における高度専門職業人の養成を推進する。(毎年度・毎年度)</p> <p>3-1-3 国公私立大学を通じた競争的環境の下で、各大学の個性や特色を活かした世界的な研究教育拠点を形成し、国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進する。(16年度・19年度)</p> <p>3-1-4 大学が教育研究をより積極的かつ効果的に実施できるよう、教員組織の活性化を図る。(毎年度・毎年度)</p> <p>3-1-5 各大学が個性・特色をより明確にしていけるよう、国公私立大学それぞれにおいて、マネジメント面をはじめとした自主性・自律性の向上を図る。(毎年度・毎年度)</p> <p>3-1-6 各大学の継続的な教育研究の質の向上に資するよう、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保を図る。(16年度・22年度)</p> | <p>(高)高等教育企画課/大学振興課、専門教育課、医学教育課、学生支援課、国立大学法人支援課、私学部私学行政課</p> |
| | <p>3-2 大学などにおける教育研究基盤の整備</p> | <p>国立大学等施設を重点的・計画的に整備し、大学などにおける教育研究基盤の整備を図る。(18年度・22年度)</p> | <p>3-2-1 国立大学等の施設整備5か年計画を策定し、平成22年度までに重点的・計画的に整備推進する。(18年度・22年度)</p> <p>3-2-2 施設マネジメントや新たな整備手法等のシステム改革の実質化を図る。(18年度・22年度)</p> | <p>(施)計画課/(高)国立大学法人支援課、専門教育課、医学教育課/(振)学術機関課</p> |
| | <p>3-3 意欲ある学生への支援体制の整備</p> | <p>奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。(毎年度・毎年度)</p> | <p>3-3-1 学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、基準適格申請者に対する貸与率を高める。(毎年度・毎年度)</p> <p>3-3-2 学費をはじめとする学生生活費等の動向を踏まえ、学生が安心して学べるよう、貸与月額の充実に努める。(18年度・19年度)</p> | <p>(高)学生支援課</p> |
| | <p>3-4 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> | <p>私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。(毎年度・毎年度)</p> | <p>3-4-1 私立大学及び私立高等専門学校における教育又は研究に係る経常的経費に対する補助金の割合を高めるため、経常費補助等のより一層の充実を図る。(毎年度・毎年度)</p> <p>3-4-2 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教育に係る経常的経費に対する補助割合の向上を図るなど、経常費補助等のより一層の充実を図る。(毎年度・毎年度)</p> <p>3-4-3 経営基盤の強化のため、帰属収入の多様化を図り、寄付金収入等、外部資金の導入を促進する。(毎年度・毎年度)</p> <p>3-4-4 学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得るために、財務状況に関する情報公開を積極的に行う文部科学大臣所轄学校法人の割合を高める。(毎年度・毎年度)</p> <p>3-4-5 学校法人に対する経営改善支援の充実を図ることにより、社会・経済情勢の変化に伴い、厳しさを増しつつある経営環境の中、学校法人が自ら経営努力を行うことを促す。(毎年度・毎年度)</p> | <p>(高)私学部私学行政課/(高)私学部私学助成課、同参事官</p> |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|---|-----------------------------|--|--|-----------------------------|
| 4 科学技術の戦略的重点化 国家的・社会的課題に対応する研究開発の重点化した推進と新興・融合領域への先見性、機動性を持った対応を実現するとともに未来を切り拓く質の高い基礎研究の推進を図る。 | 4 - 1 基礎研究の推進 | 研究者の自由な発想に基づく基礎研究を幅広く、着実に、かつ持続的に推進し、人類の知的資産の拡充に貢献するとともに、世界最高水準の研究成果や、新たなブレークスルーをもたらす優れた研究成果を生み出す。(18年度・22年度) | 4 - 1 - 1 第3期科学技術基本計画の方針に沿って、基礎研究について一定の資源を確保する。(18年度・22年度) 4 - 1 - 2 第3期科学技術基本計画の期間中も、引き続き第2期科学技術基本計画における倍増目標を目指しつつ、基礎研究を推進するための競争的資金(科学研究費補助金及び戦略的創造研究推進事業)の拡充に努め、競争的環境の整備に向けた動きを定着させる。(18年度・22年度) 4 - 1 - 3 優れた研究成果が生み出され活用されるよう、競争的資金の制度改革を進める。(18年度・22年度) | (振)基礎基盤研究課/(振)学術研究助成課、学術機関課 |
| | 4 - 2 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進 | ライフサイエンス研究を戦略的・重点的に推進することにより、革新的な創薬・医療技術及び食料や環境問題への対応のための基盤技術を開発し、ゲノム情報を活用した創薬や個人にあった医療等を実現し、活力ある経済社会の創造に資する。(14年度・18年度) | 4 - 2 - 1 生命現象の解明に必要な基礎的知見の蓄積を図る。(16年度・22年度) 4 - 2 - 2 画期的な創薬の実現に資する知見の蓄積、技術の開発を図る。(14年度・20年度) 4 - 2 - 3 生物学、医学等と数学や化学、情報学等を融合し、新たな医療技術や診断技術等の実現に資する知見の蓄積、技術の開発、またそれに必要な基盤の整備を図る。(15年度・21年度) 4 - 2 - 4 先進的医療の実現に資する知見の蓄積、技術の開発を図る(15年度・20年度) 4 - 2 - 5 社会の安全・安心の確保に必要な知見の蓄積、人材の養成等を図る。(16年度・21年度) 4 - 2 - 6 ライフサイエンス研究に必要な不可欠な研究基盤を整備する。(14年度・23年度) 4 - 2 - 7 国家的・社会的要請の高い脳、ゲノム、免疫・アレルギー研究やバイオインフォマティクス研究等の分野において、基礎的・先導的な研究を推進。(15年度・19年度) | (振)ライフサイエンス課 |
| | 4 - 3 情報通信分野の研究開発の重点的推進 | 先端的な情報科学技術の研究開発及び研究開発に関する情報化を推進する。(14年度・20年度) | 4 - 3 - 1 大学等における情報通信技術のうち、実用化が期待できる技術(モバイル、光、デバイス)等について重点投資を行い、プロジェクト研究として推進し、プロジェクト研究成果の実用化・企業化を目指す。(14年度・18年度) 4 - 3 - 2 世界最高水準の高度情報通信システム形成のための鍵となるソフトウェア開発を実現させ、いつでもどこでも誰でも安心して参加できるIT社会の構築に資する。(15年度・19年度) 4 - 3 - 3 分散したコンピュータを高速ネットワークで結び、百テラフlops級の計算処理能力を持つグリッド・コンピューティング環境を構築し、産学官連携の推進や、ナノ分野等他分野と情報通信分野との連携の下で行う融合領域研究を進展させることにより世界水準の高速コンピューティング環境の実現を目指す。(15年度・19年度) | (振)情報課 |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|------|------------------------------|---|---|--|
| | | | <p>4-3-4 大学等が持つ研究ポテンシャルを最大限に活用し、教育、文化・芸術分野における知的資産の電子的な保存・活用等に必要なソフトウェア技術基盤の構築のための研究開発を推進し、人々の教育、文化・芸術に触れる機会の増大と、新たなコンテンツ作成・配信技術の創出を行う。(16年度・20年度)</p> <p>4-3-5 我が国発のスーパーコンピューティング技術が世界のトップであり続けるとともに「いつでも、どこでも」「安全、安心」かつ「快適」なユビキタス社会を世界に先がけて実現するための基盤技術の確立を目指す。(17年度・19年度)</p> <p>4-3-6 世界最先端・最高性能の汎用京速計算機システムの開発・整備及び利用技術の開発・普及を行う。(18年度・24年度)</p> <p>4-3-7 先端的シミュレーション分野において、実社会で活躍できる高度な人材を育成する。(18年度・22年度)</p> <p>4-3-8 平成22年度までに、高次対話機構の解明に向けた基盤技術を開発する。(18年度・22年度)</p> | |
| | 4-4 環境分野の研究開発の重点的推進 | 地球温暖化、水循環、資源循環、有害化学物質等の地球環境問題は、我々人類の社会生活と密接な関連を有し、重大な影響を及ぼす恐れがあることから、総合科学技術会議の環境分野推進戦略や地球観測の推進戦略を受け、その影響を科学的に解明し、適切な対応を図るための研究開発成果を生み出す。(13年度・26年度) | <p>4-4-1 人工衛星、ブイ等を活用し大気、海洋、陸域における観測を行うとともに南極域における研究・観測を行うことで、地球温暖化等の地球規模の環境変動等の解明を行う。 更に、地球観測サミットにおいて承認された「全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画」を推進するため、今後10年間にわたり地球観測に係る体制強化を図る。(13年度・26年度)</p> <p>4-4-2 地球温暖化等の地球規模の環境変動の予測モデルの開発研究を通じてモデルの高精度化を図る。また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書に資する日本モデルを開発する。(13年度・18年度)</p> <p>4-4-3 「持続型経済社会」の実現に向け、都市・地域から排出される廃棄物・バイオマスの無害化処理と再資源化(原料化・燃料化)に関する技術開発を行うとともに、要素技術、影響・安全性評価及び経済・社会システム設計に関する研究開発を産学官の連携・協力により行うことにより、その実用化と普及を目指す。(15年度・19年度)</p> | (開)海洋地球課地球・環境科学技術推進室 / (開)海洋地球課・(開)宇宙開発利用課・(開)地震・防災研究課 |
| | 4-5 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進 | ナノテクノロジーに関して、我が国における産学官の英知を結集した戦略的な取組みを行うと共に、物質・材料に関して、重点的に投資を行うことにより、総合的かつ戦略的な研究開発を進め、世界に先駆け技術革新につながる成果を創出する(13年度・18年度) | <p>4-5-1 分野別バーチャラボによって10~20年後の実用化・産業化を展望した挑戦的な研究に関して研究者の緊密な連携の下に効果的な研究を行う。(14年度、17年度)</p> <p>4-5-2 医療産業分野に適した産学官連携・医工連携研究開発体制を確立し、ナノテクノロジーとバイオテクノロジーの融合によって、ヒトの機能を代替・補助する生体適合材料の開発および細胞とナノ生体材料を複合化したナノ医療デバイス・人工臓器の研究を推進する。(15年度・19年度)</p> | (振)基礎基盤研究課 |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|------|------|----------------------|---|--------------|
| | | | <p>4 - 5 - 3 2010年頃に訪れると予想されるシリコン電子デバイスの微細化の限界を打破するため、より小型、より高速、より省電力のデバイスを、バイオテクノロジーを利用した新原理プロセスを用いて世界に先駆けて開発し、IT分野において世界を先導することを目指す。(15年度・19年度)</p> <p>4 - 5 - 4 広範な科学技術分野の研究開発に資するとともに、産業の技術革新のための基盤研究として重要な、世界最先端のナノ計測、分析機器を開発する。(16年度, 18年度)</p> | |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|------|-------------------------|---|--|--|
| | | | <p>4-5-5 大型・特殊施設・設備を活用したナノテクノロジーに関する高度技術支援を行い、併せて情報収集・発信および研究者の交流促進を図り、総合的に研究活動を支援することを通じて、我国におけるナノテクノロジーを戦略的に推進する。(15年度・19年度)</p> <p>4-5-6 物質・材料研究機構において、物質・材料科学技術に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図り、国際競争力があり持続的発展が可能で、安心・安全で快適な生活ができ資源循環可能な社会の実現に貢献する。(13年度・17年度)</p> <p>4-5-7 最終的な出口である製品・サービスをはっきりと見据えた融合研究領域における研究を産学連携体制のもと行うことにより技術革新を創出し、また、優れたシーズ技術をコアとしてシナジー効果を得ることが期待される新たな融合研究領域を開拓する。(17年度・22年度)</p> <p>4-5-8 高性能、低コストの高温運転型次世代燃料電池を実現する革新的材料を開発する。(15年度・19年度)</p> | |
| | 4-6 原子力分野の研究・開発・利用の推進 | 長期的なエネルギーの安定供給、原子力を利用する先端科学技術の発展、国民生活の質の向上に向けて、原子力の多様な可能性を最大限引き出す研究開発成果を得る。(13年度・27年度) | <p>4-6-1 エネルギーの長期的安定供給を実現するため、供給安定性や環境適合性に優れた原子力の特性を技術的に高める高速増殖炉サイクル技術について実用化に向けた技術確立を図るとともに、核融合技術についても実用化に向けた研究開発を進める。(18年度・27年度)</p> <p>4-6-2 国民生活の質の向上および産業の発展のため、量子ビームテクノロジー等について、科学技術・学術分野から各種産業にいたる幅広い分野での利活用の促進を図る。(13年度・19年度)</p> <p>4-6-3 長期的な原子力研究開発利用を円滑に進めるため、原子力に係る人材を育成・確保する。(18年度・22年度)</p> <p>4-6-4 わが国の原子力開発利用を円滑に進めるため、国際協力を進める。また、原電立地対策として、発電の用に供する施設の措置及び運転の円滑化に資するため等の財政上の措置を講じる。(16年度・18年度)</p> | (開)原子力計画課/(振)基礎基盤研究課量子放射線研究室・(開)開発企画課立地地域対策室、原子力研究開発課、原子力計画課核融合開発室 |
| | 4-7 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進 | 宇宙・航空分野の研究・開発・利用を積極的に推進することにより、安全で安心な社会の構築、国民生活の豊かさや質の向上、経済社会への貢献、知的資産の拡大を目指す。(15年度・24年度) | <p>4-7-1 地球観測・通信・測位分野における衛星の開発、運用を行うことにより、信頼性の高い衛星開発技術を確立し、安全で安心な社会の構築、国民生活の豊かさや質の向上、経済社会への貢献を目指す。(15年度・24年度)</p> <p>4-7-2 科学衛星の開発、運用を行うことにより、世界最高水準の特色ある太陽系探査科学や天文観測の技術を確立し、人類の知的資産の拡大を目指す。(15年度・24年度)</p> <p>4-7-3 我が国として重要な人工衛星とロケットを、必要な時に、独自に宇宙空間に打ち上げる能力を維持できるような宇宙輸送システムを開発することによって、安全で安心な社会の構築、国民生活の豊かさや質の向上、経済社会への貢献を目指す。(15年度・24年度)</p> | (開)参事官付/(開)宇宙開発利用課 |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|------|--------------------------|--|--|---|
| | | | 4-7-4 国際宇宙ステーション計画等の国際協力に参加し、国際約束を果たすとともに、有人宇宙活動のための基盤的技術を効率的かつ効果的に蓄積することによって、国民生活の豊かさや質の向上、経済社会への貢献、人類の知的資産の拡大を目指す。(15年度・24年度) | |
| | | | 4-7-5 民間企業主体の研究開発プロジェクトへの技術協力等を通じて研究開発成果の実用化を図ることによって、国産小型旅客機及びエンジン開発を実現し、国民生活の豊かさや質の向上、経済社会への貢献を目指す。(16年度・24年度) | |
| | 4-8 海洋分野の研究開発の推進 | 地球全表面の7割を占め、多様な資源・空間を有する海洋に関する調査研究を行うことで、気候変動、地殻変動等の地球変動現象を解明し、国民生活の質の向上など経済社会への貢献を目指す。(13年度・20年度) | 4-8-1 アジア・太平洋域を中心とした地域で海面・陸面・大気の観測を実施するとともに、得られた観測データの研究者等への提供を行うことにより、地球環境変動の検証、定量化に貢献する。(13年度・20年度) | (開)海洋地球課 |
| | | | 4-8-2 自然の気候変動や人間活動に起因する地球温暖化等の地球環境変動について、その現象と過程の研究を行い予測モデルを開発する。(13年度・20年度) | |
| | | | 4-8-3 海域の地震・火山活動を引き起こす地球内部の動的挙動(ダイナミクス)について、調査観測等により現象と過程に関する研究を推進するとともに、海底地殻変動による災害の軽減に資するモデルを開発する。(13年度・20年度) | |
| | | | 4-8-4 海洋の多様な生物・生態系を把握するとともに、その機能等を解明する。また、得られた成果を基に産業応用につながる研究開発等を行い、社会への還元を目指す。(13年度・20年度) | |
| | | | 4-8-5 海上・海中・海底・地殻内等の多様な環境下での調査観測機器開発等、海洋に関する研究開発の進捗のために必要な基盤技術を開発する。(13年度・20年度) | |
| | | | 4-8-6 海底下から深度7,000mを掘削し、地層から試料を採取する地球深部探査船を運航し、統合国際深海掘削計画(IODP)において国際的に供用することにより、地球環境変動、地球内部ダイナミクス、海底地殻内微生物等の地球科学に関する研究の促進に寄与する。(18年度・20年度) | |
| | 4-9 成果の社会への実装に向けた研究開発の推進 | 我が国が、第一級の国家として持続的に発展し、世界をリードしていくために、国の持続的発展の基盤であって長期的な国家戦略を持って取り組むべき重要な技術(「国家基幹技術」)について、その技術体系の維持・強化を図る。(18年度・23年度) 豊かで安全・安心で快適な社会を実現するために、社会の抱えている課題に的確に対応した研究開発等を行い、これらの成果を社会に還元する。(9年度・21年度) | 4-9-1 国の総合的な安全保障に密接に関わり、国の存立基盤を支える重要技術について、その技術体系の維持・強化を図る。(18年度・22年度) | (科)計画官、(開)開発企画課/(振)振興企画課、(開)地震・防災研究課 防災科学技術推進室、宇宙開発利用課 |
| | | | 4-9-2 科学技術の発展を強力に牽引し、先端的成果が得られる世界最高性能の研究設備を実現する技術について、その技術体系の維持・強化を図る。(18年度・23年度) | |
| | | | 4-9-3 地震による被害軽減に資するため、長期評価手法及び強震動予測手法の高度化を図るとともに、調査観測から得られる情報を基に、長期評価及び強震動予測等の精度向上を図る。(17年度・22年度) | |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|-------------------------------|---|--|---|--|
| | | | <p>4-9-4 地震等の自然災害による人的・物的被害を軽減化することを目指した事業を推進し、防災・減災対策に関する科学的・技術的基盤を確立する。(17年度・22年度)</p> <p>4-9-5 安全・安心に係る課題の解決に向け、文部科学省の持つ多様な科学技術的知見の現場における活用を図るための基盤となる体制を構築する。(17年度・22年度)</p> | |
| | 4-10 新興・融合領域の研究開発の推進 | 幅広い応用可能性を有する新たな先端的融合領域や人文・社会分野における融合的な研究を積極的に発掘し推進することにより、わが国の科学技術・学術の高度化・多様化、ひいては社会ニーズへの対応と経済社会の発展を図る。(12年度・22年度) | <p>4-10-1(再掲) 最終的な出口である製品・サービスをはっきりと見据えた融合研究領域における研究を産学連携体制のもと行うことにより技術革新を創出し、また、優れたシーズ技術をコアとしてシナジー効果を得ることが期待される新たな融合研究領域を開拓する。(17年度・22年度)</p> <p>4-10-2 テラヘルツ光を利用した医療システム及びその基盤技術を開発するとともに、テラヘルツ光高感度検出・イメージング等の検出技術を開発する。(15年度・19年度)</p> <p>4-10-3(再掲) 大学等における情報通信技術のうち、実用化が期待できる技術(モバイル、光、デバイス)等について重点投資を行い、プロジェクト研究として推進し、プロジェクト研究成果の実用化・企業化を目指す。(14年度・18年度)</p> <p>4-10-4(再掲) 我が国発のスーパーコンピューティング技術が世界のトップであり続けるとともに「いつでも、どこでも」「安全、安心」かつ「快適」なユビキタス社会を世界に先がけて実現するための基盤技術の確立を目指す。(17年度・19年度)</p> <p>4-10-5 ポストゲノム時代における生命の統合的理解のため、分子イメージングの基盤技術を確立し、分子動態・薬物動態の研究を行うことにより、創薬のプロセス改革のための技術開発を行うとともに、疾患の早期診断法・治療法を確立し、これらを統合した世界最高水準の診断・創薬システムを構築する。これにより国民の健康増進に資するとともに、医療や製薬等の産業の国際競争力を強化する。(17年度・21年度)</p> <p>4-10-6 社会のニーズに基づく現代的な課題に対応した総合的・融合的な地域研究を振興し、優れた成果を創出する。(18年度・22年度)</p> | (振)基礎基盤研究課/(振)材料開発推進室、大型放射施設利用推進室、情報課、量子放射線研究推進室、学術企画室 |
| 5 優れた成果を創出する研究開発環境を構築するシステム改革 | 5-1 優れた科学技術関係人材の養成・確保 | 科学技術創造立国の実現に向けて、我が国の研究開発や国際競争力を維持・向上させるとともに、安全・安心で質の高い生活環境を構築するため、科学技術や学術活動の基盤となる人材養成・確保する。(18年度・22年度) | <p>5-1-1 若手研究者が自立して研究できる環境の整備を促進するとともに、産業界等への就業を促進するなど博士号取得者等のキャリアパスの多様化を促進する。(18年度・22年度)</p> <p>5-1-2 女性研究者の活躍を促進するため、環境の整備を促進する。(18年度・22年度)</p> <p>5-1-3 大学院を中心に、各大学の個性・特色を踏まえた科学技術関係人材の育成機能の強化を図る。(毎年度・毎年度)</p> <p>5-1-4 技術士登録者数の着実な増加を達成するとともに、海外の技術者資格との相互承認に向けた協議を進めることにより、技術士資格が欧米の同種資格と同程度に普及することを目指す。(18年度・22年度)</p> | (科)基盤政策課/(振)振興企画課、研究環境・産業連携課、(高)大学振興課、専門教育課、(生)男女共同参画学習課 |
| | 世界水準の優れた研究開発成果を生み出す仕組みを構築するとともに、そのための基盤の整備・充実を図る。 | | | |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|------|-----------------------|--|--|---|
| | | | <p>5-1-5 大学等の産学官連携、知的財産、技術経営(MOT)に係る専門知識や経験を有する人材を5年後に5倍に増加する。(14年度・19年度)</p> <p>5-1-6 学校と科学館、大学等との連携による教育活動や教員研修の推進などにより理数教育の充実を図り、子どもの科学技術に対する興味関心を高める。(17年度・21年度)</p> <p>5-1-7 高校等と大学等とが連携して先進的な理数教育や高大接続の取組を進めることにより、生徒の科学技術に関する能力を高める。(17年度・21年度)</p> | |
| | 5-2 創造的な研究開発システムの構築 | 競争的資金の改革及び充実等により競争的な研究開発環境を整備するとともに、所要の研究開発資源の中でより優れた成果を上げるという観点から研究開発評価システムの改革を進め、創造的な研究開発システムを構築する。(18年度・22年度) | <p>5-2-1 総合科学技術会議等の方針を踏まえ、文部科学省における競争的資金の拡充を図る。(18年度・22年度)</p> <p>5-2-2 総合科学技術会議等の方針を踏まえながら、競争的資金において公正で透明性の高い評価の確立を図るとともに、評価に必要な体制を整える。(18年度・22年度)</p> <p>5-2-3 競争的資金における間接経費を拡充する。(18年度・22年度)</p> <p>5-2-4 創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を見出し、伸ばし、育てるための研究開発評価を効果的・効率的に実施するための体制を整備する。(18年度・22年度)</p> | (科)調査調整課、基盤政策課、計画官付/(政)調整費室、地域室、(振)学術研究助成課、材料開発推進室、大型放射施設利用推進室、量子放射線研究推進室、研究環境・産業連携課、ライフサイエンス課、情報課、(開)地球・環境科学技術推進室、原子力研究開発課(高)大学振興課 |
| | 5-3 科学技術振興のための基盤の整備 | 独創的・先端的な研究開発を進めるため、施設整備はもとより、知的基盤(研究用材料、計量標準、計測方法・機器等、データベース)研究情報基盤などの研究開発基盤の整備を図る。(13年度・22年度) | <p>5-3-1 2010年を目的に、知的基盤整備計画(科学技術・学術審議会阿部前会長より遠山大臣に平成13年8月30日に答申)に記載された重点的に整備する知的基盤(研究用材料(微生物等の生物遺伝資源等)、計量標準、計測方法・機器等、データベース)の整備について、指標に示されているような整備目標を達成する。(13年度・22年度)</p> <p>5-3-2 多様な物質・材料の構造解析をはじめとして、従来の光源では達成できない未踏の科学技術領域の開拓に寄与する施設である大型放射光施設(SPring-8:Super Photon ring 8GeVの略称)の共用を促進し、さらに優れた研究成果を社会に還元するため、本格利用期にあたり施設の高度化や活用方策を進め、研究成果の質的向上及び産業利用の拡大を図る。(16年度・21年度)</p> <p>5-3-3(再掲) 国立大学等の施設整備5か年計画を策定し、平成22年度までに重点的・計画的に整備推進する。(18年度・22年度)</p> <p>5-3-4 先端大型研究施設の幅広い利用者による活用を促し、産業界の利用者数を5年間基準年度の2倍の水準で維持するとともに、これらの施設において優れた研究開発成果が創出されることを目指す。(16年度・20年度)</p> | (振)研究環境・産業連携課/(振)情報課、基礎基盤研究課、ライフサイエンス課・(施)計画課 |
| | 5-4 科学技術関係の国際活動の戦略的推進 | 研究環境の国際化、や人的ネットワークの拡大により、研究者の往来が増加する。持続的な国際共同研究体制の構築や、人的ネットワークの拡大により、国際共同研究、研究成果の拡大が図られる。(18年度・22年度) | <p>5-4-1 世界での人材獲得競争の激化等に対応し国内の研究環境の国際化を推進するとともに、外国人研究者等の受入れのための制度や環境を整備する。(18年度・22年度)</p> <p>5-4-2 近年発展著しいアジア諸国を始め二国間での国際共同研究を通じ、一時的な協力関係に留まらない持続的な関係の構築を促進する。(18年度・22年度)</p> | (科)国際交流官 |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|---|-------------------------|--|--|----------------------------------|
| | | | 5-4-3 大学・研究機関間、研究助成機関間等の多層的な科学技術交流を支援し、人的ネットワークの拡大を図る。(18年度・22年度) | |
| 6 科学技術と社会の新しい関係の構築 科学技術の成果の社会への還元を推進するとともに、科学技術に対する国民の理解の増進及び信頼の獲得を図る。 | 6-1 大学等における研究成果の社会還元の推進 | 産学官連携を強化するとともに、大学における知的財産の創出を刺激・活性化し、大学発の研究成果の産業化を拡充することにより、研究成果の社会還元を実現する。(12年度・22年度) | 6-1-1 大学発特許取得件数を10年間で15倍に増加する。(12年度・22年度) 6-1-2 大学発特許実施件数(大学の機関帰属)を5年後に1000件に増加する。(15年度・20年度) 6-1-3 大学等の産学官連携、知的財産、技術経営(MOT)に係る専門知識や経験を有する人材を5年後に5倍に増加する。(14年度・19年度) | (振)研究環境・産業連携課 |
| | 6-2 地域における科学技術の振興 | 地域の研究開発に関する資源やポテンシャルの活用や地域の産学官連携を促進するための環境整備を行うことにより、当該地域における革新技术・新産業の創出を通じた我が国経済の活性化ひいては我が国の科学技術の高度化・多様化を図る。(13年度・18年度) | 6-2-1 平成18年度までに、知的クラスターを10拠点程度育成することで、国際競争力のある地域イノベーション・システムの構築を図る。(13年度・18年度) 6-2-2 平成18年度までに、産学官連携の拠点となるエリアを各都道府県に1~2ヶ所程度育成することで、新産業の創出、地域産業の育成等を図る。(13年度・18年度) 6-2-3 平成18年度までに、各事業を通じた大学等の産学官連携による研究開発を3割程度増加させる。(13年度・18年度) 6-2-4 平成18年度までに、地域施策を通じた大学等の特許権の出願件数2000件、事業化(商品化(試作品含む)、起業等)件数200件を達成する。(13年度・18年度) 6-2-5 知的クラスター創成事業の実施地域で産業クラスターとの合同成果発表会等を毎年開催するほか、関係府省との連携プロジェクトを実施することで、人材育成、基礎研究から実用化、普及までの一貫した政府一体の取組を実現する(13年度・18年度) 6-2-6 平成18年度までに、知的クラスター創成事業や都市エリア産学官連携促進事業における参加企業を増加させることで、当該地域における産学官連携による革新技术・新産業の創出を加速させる。(13年度・18年度) 6-2-7 平成18年度までに、すべての都道府県、政令指定都市が独自の科学技術政策大綱や方針の策定をするように促すことで、地方公共団体による、より自主的、主体的な科学技術活動の展開を実現する。(13年度・18年度) | (科)基盤政策課/地域科学技術振興室/(振)研究環境・産業連携課 |
| | 6-3 科学技術に関する国民意識の醸成 | 国民の科学技術に対する関心と基礎的素養を高める。また、低い年齢段階から能力にふさわしい教育を行うことを通じ、科学技術をリードしようとする人材層を厚く育む。(16年度・21年度) | 6-3-1 科学技術理解増進活動に携わる機関・者が、わかりやすく(親しみやすい)形で科学技術を伝える活動を進めることにより、国民の科学技術に対する関心と理解を深める。(17年度・21年度) 6-3-2 学校と科学館、大学等との連携による教育活動や教員研修の推進などにより理数教育の充実を図り、子どもの科学技術に対する興味関心を高める。(17年度・21年度) 6-3-3 高校等と大学等とが連携して先進的な理数教育や高大接続の取組を進めることにより、生徒の科学技術に関する能力を高める。(17年度・21年度) | (科)基盤政策課/(生)社会教育課/(初)教育課程課 |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|--|------------------|---|--|--------------------------------|
| | 6-4 原子力の安全の確保 | 原子力の研究開発利用活動による災害及び放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため安全規制を行うとともに、核物質の適正な計量と管理を行うことにより、その平和利用を確保する。国民の信頼を得るために安全規制活動の透明性を確保する。(毎年度・毎年度) | 6-4-1 試験研究用原子炉、核燃料物質、放射性同位元素等に係る災害及び放射線障害の発生を防止する。(毎年度・毎年度) 6-4-2 核燃料物質、放射性同位元素等を防護する。(毎年度・毎年度) 6-4-3 核物質が、核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことを検認する。(毎年度・毎年度) 6-4-4 情報公開を通じ、透明性を確保するとともに、説明責任を果たし、国民の理解を得る。(毎年度・毎年度) | (科)原子力安全課 |
| 7 スポーツの振興 生涯スポーツ社会の実現に向けて地域におけるスポーツ環境を確保するとともに、わが国の国際競技力を向上させ、子どもから大人まで心身ともに健全な社会を実現する。 | 7-1 生涯スポーツ社会の実現 | 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するとともに、子どもの体力の向上を図る。(13年度・22年度) | 7-1-1(再掲) 国民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる場を広げる取組を推進する。(17年度・22年度) 7-1-2 国民のスポーツ参加を促進するため、スポーツに関する普及啓発を進める。(17年度・22年度) 7-1-3 国民のニーズに対応した質の高いスポーツ指導者の養成・活用を推進する。(17年度・22年度) 7-1-4(再掲) 子どもの体力の向上を図るための取組を推進する。(15年度・22年度) | (ス)生涯スポーツ課/ (ス)参事官(体力づくり担当) |
| | 7-2 我が国の国際競技力の向上 | 平成22年までにオリンピック競技大会におけるメダル獲得率3.5%を実現する。(13年度・22年度) | 7-2-1 競技者育成プログラムに基づいた一貫指導を実施するための体制の整備を推進する。(18年度・22年度) 7-2-2 ハード・ソフト両面において充実した機能を有するナショナルレベルの本格的なトレーニング拠点の整備を進める。(15年度・20年度) 7-2-3 ナショナルコーチアカデミー制度の確立など、専門的な技術指導を行う質の高い指導者の養成・配置を推進する。(17年度・20年度) 7-2-4 スポーツ医・科学情報に関する研究成果の活用を図るため、国立スポーツ科学センターと関係機関との連携・協力を推進する。(15年度・20年度) | (ス)競技スポーツ課 |
| | 7-3 学校体育の充実 | 児童生徒の健やかな心と体をはぐくみ、生涯にわたってスポーツに親しむ資質能力を育てるため、学校体育の充実を図る。(13年度・22年度) | 7-3-1(再掲) 学校における体育の授業の質の向上を図るため、学校体育担当教員に対する指導力向上のための研修を推進する。(17年度・22年度) 7-3-2(再掲) 学校体育を充実させる基盤として、学校プールや武道場など学校体育施設の整備を推進する。(17年度・22年度) | (ス)企画・体育課 |
| 8 文化による心豊かな社会の実現 優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。 | 8-1 芸術文化活動の振興 | 優れた文化芸術への支援、新進芸術家の人材育成、子どもの文化芸術普及活動推進等を通じて、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備する。(18年度・21年度) | 8-1-1 優れた文化芸術への支援を継続し、芸術創造活動を活性化させる。(18年度・21年度) 8-1-2 新進芸術家の海外への留学や国内での研修を支援することにより、次代を担う芸術家の着実な育成を図る。(18年度・21年度) | (文)芸術文化課/伝統文化課、美術学芸課 |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|---|--|---|--|--------------------------------|
| 発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。 | | | 8-1-3 子どものための公立文化施設における公演機会や学校等における芸術文化に触れる機会の提供を継続し、芸術文化の普及活動水準を向上させる。(18年度・21年度) | |
| | | | 8-1-4 地域の特色ある文化の力(「文化力」)を様々な分野に活用するとともに地域と芸術家・芸術団体の連携による新たな芸術活動を展開することにより、地域における文化芸術活動を活性化させる。(18年度・20年度) | |
| | 8-2 文化財の次世代への継承・発展 | 貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。(18年度・22年度) | 8-2-1 保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づいて、文化財のうち重要なものの指定等を積極的に行う。特に新たな保護対象となった分野への対応を積極的に行う。(18年度・22年度) | (文)伝統文化課、美術学芸課、記念物課、参事官(建造物担当) |
| | | 8-2-2 文化財の種類や特性に応じて、計画的に修復その他の保存に必要な措置を実施することにより、適切な状況で文化財を保存・継承する。(18年度・22年度) | | |
| | 8-2-3 文化財の特質やその適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて国民にわかりやすい形でその公開・活用を促進する。(18年度・22年度) | | | |
| | 8-2-4 専門的機関やNPOなどとの適切な連携協力の促進、文化財に携わる人材の確保と資質の向上、文化財保護に関する国民への普及活動等を通じて、文化財の保護継承・活用のための基盤を整備する。(18年度・22年度) | | | |
| 8-3 文化振興のための基盤整備 | 高度化・多様化しつつある国民の文化への関心の高まりに応えるため、我が国の文化芸術活動の中核となる文化拠点等の整備を行うほか、文化に関する総合的な情報システムの情報内容の充実と情報提供の充実を図る。また、文化活動を支える基盤として、国語の普及・啓発を図るとともに、著作権の適切な保護と公正な利用を図り、著作権制度の普及・啓発を行う。(13年度・18年度) | 8-3-1 平成18年度までに、国立新美術館の整備を行う。(13年度・18年度) | (文)政策課、著作権課、国際課、芸術文化課、国語課、記念物課 | |
| | 8-3-2 平成22年度までに、平城京跡第1次大極殿正殿の保存整備を行う。(18年度・22年度) | | | |
| | 8-3-3 文化庁ホームページを含めた文化情報総合システムの情報内容の充実と文化に関する情報提供の充実を図る。(18年度・22年度) | | | |
| | 8-3-4 国語に関する協議会、「言葉」について考える体験事業等を通じて、国民に対する国語の普及・啓発を図る。(18年度・22年度) | | | |
| | 8-3-5 著作権に関する講習会等の開催やマンガ教材の学校への配布等を通じて、著作権制度の普及・啓発を図るとともに、アジア諸国における海賊版対策を実施することにより、わが国の著作物を適切に保護する。(18年度・22年度) | | | |
| 8-4 国際文化交流の推進による芸術文化水準の向上、文化を通じた国際貢献、諸外国との相互理解の増進 | 文化芸術振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進することにより、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国との相互理解の増進を図る。(18年度・22年度) | 8-4-1 ハイレベルな海外の芸術家・文化財専門家等を招へいし、国際文化交流のためのネットワークの構築を図る。(18年度・22年度) | (文)国際課、芸術文化課、伝統文化課、美術学芸課、記念物課、参事官(建造物担当) | |
| | 8-4-2 我が国の芸術団体による海外公演や、海外の芸術団体と我が国の芸術団体とが共同制作公演を行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。(18年度・22年度) | | | |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|--|------------------------------|--|--|------------------|
| | | | <p>8-4-3 我が国の文化財国際協力分野における国内機関の連携体制の強化など、国内体制を整備する。また、専門家の人材育成や、国際機関等とのネットワーク形成などにより、発信力の強化を図る。(18年度・22年度)</p> <p>8-4-4 芸術家・文化人の海外派遣や、コンテンツ制作者の相互交流などを通じて、我が国の文化に対する理解の増進と諸外国との国際文化交流の促進を図る。(18年度・22年度)</p> <p>8-4-5 日本文化の総合的な情報発信を図るとともに、海外の日本文化に対するニーズへの対応を図る。(18年度・22年度)</p> | |
| <p>9 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進</p> <p>人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。</p> | <p>9-1 日本人の心見える国際教育協力の推進</p> | <p>我が国の経験と人材を生かした効果的な国際教育協力を実現するとともに、我が国の開発援助関係者や教育関係者、広く一般の国民の間に、教育協力の重要性についての理解と関心を高める。(18年度・22年度)</p> | <p>9-1-1 我が国の教育経験及び協力経験を整理・蓄積し、国際教育協力関係者に伝達する等し、開発途上国に対する初等中等教育分野等における国際教育協力を組織的・体系的に推進するシステムを構築し、我が国の教育経験を広く途上国に普及する。(18年度・22年度)</p> <p>9-1-2 青年海外協力隊をはじめとする国際協力事業への現職教員の参加体制を整備・強化する。(18年度・22年度)</p> <p>9-1-3 行政から草の根までを含めた幅広い機関との協力を実現し、国際交流に資するネットワークを構築する。(18年度・22年度)</p> <p>9-1-4 「万人のための教育」を主導するユネスコへの協力を通じて、開発途上国における就学率の向上、識字率の向上、教育のすべての局面における質の改善など、「ダカール行動の枠組」で示された目標に向けた取り組みに貢献する。(13年度・27年度)</p> <p>9-1-5 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の主導機関であるユネスコに信託基金を拠出し、世界各国における持続可能な開発を教育面から支援するための国際的な取組に貢献する。(17年度・26年度)</p> | (官)国際課/(官)国際統括官付 |
| | <p>9-2 諸外国との人材交流の推進</p> | <p>諸外国との人材交流等を通して、国際社会で活躍できる人材を育成するとともに、諸外国の人材養成に貢献し、我が国と諸外国との相互理解と友好親善に資する。(14年度・20年度)</p> | <p>9-2-1 留学生の受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進を図るとともに、留学生の質を確保する。(毎年度・毎年度)</p> <p>9-2-2 我が国と世界各国との二国間交流が活発になる中で、二国間における国民間の相互理解を増進し、真の友好親善関係を構築するため、教育・科学技術・文化分野等の交流を図る。(14年度・18年度)</p> <p>9-2-3 スポーツの普及・発展に寄与するとともに、友好親善や国際的な視野と資質を持った青少年の健全育成を目的として、諸外国との交流競技会等を行うスポーツ交流事業を推進する。(14年度・18年度)</p> <p>9-2-4 外国語教育の多様化を推進するため、英語以外の外国語教育に取り組んでいる都道府県を推進地域に指定し、地域の関係機関との連携のもとに実践的な調査研究を行い、外国語教育の一層の推進を図る。また、指定地域の高校生を諸外国に派遣するとともに、研究対象言語国の高校生を日本で受け入れ、国際理解教育を推進する。(14年度・18年度)</p> | (官)国際課/(高)学生支援課 |

| 政策目標 | 施策目標 | 基本目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 達成目標(カッコ内は基準年度・達成年度) | 担当課(主管課/関係課) |
|------|------------------------------------|---|---|--------------|
| | | | 9-2-5 ユネスコを通じ、開発途上国の科学技術分野における人材養成事業に協力する。主にアジア・太平洋地域の大学等とネットワークを構築し、若手研究者等の人材養成・確保に貢献する。(14年度・21年度) | |
| | 9-3 大学等による国際協力活動及び国際協力に携わる人材の育成・確保 | 大学が有する「知」を活用した国際開発協力を効果的・効率的に進めるために、大学が組織として国際開発協力活動を行うための基盤を確立するとともに、大学等における国際教育協力に携わる人材を育成・確保する。(18年度・22年度) | 9-3-1 国内大学における国際開発協力ポテンシャル(協力可能な教員、途上国への協力実績、協力に関する抱負等)を把握し、援助機関等の外部機関に対し国内大学を紹介可能とする。(18年度・22年度) | (官)国際課 |
| | | | 9-3-2 サポート・センターを整備し、同センターを通じ、5の援助機関、10の国内外大学関係機関、5のその他連携機関との連携を開始・強化することで、大学等における国際開発協力活動を支援する。(18年度・22年度) | |
| | | | 9-3-3 大学における国際開発協力活動を支援するサポート・センターを通じ、大学の国際協力、プロジェクト受託に関する情報の提供、大学からの相談への対応等、大学が組織として国際開発協力活動を行うための基盤を整備する。(18年度・22年度) | |
| | | | 9-3-4 開発途上国の開発問題を専門とする若手人材が国際開発協力活動等に携わることを推進し、人材の育成を図る。(18年度・22年度) | |
| | | | 9-3-5 国連大学の持つ世界的なネットワークの下で実施される開発途上国の人材育成や政策提言のための調査研究・研修事業等に我が国の大学等が参加協力することにより、我が国大学等の国際開発協力活動の基盤整備を図る。(18年度・22年度) | |